図表の出典に関するフローチャート

原図をそのまま利用？

原図は著作物にあたる? ＊１

引用の要件＊２を満たす?

図のどこを修正しているか？ ＊３

「許諾」不要

出典を［出典：文献1)］と明記して利用

「転載」となり「許諾」が必要

出典を［出典：文献1)より改変］または ［出典：文献1)より一部改変］と明記して利用

Yes

軸の修正，線・数字の追記，翻訳

原著者の創作性＊４がある部分を改変

「転載」となり「許諾」が必要

出典を［出典：文献1)］と明記して利用

著作権者の「許諾」を得る ＊５

自著からの利用?

著作権を有する学会・出版社が，著作者自身の著作物を許諾なく転載することを認めている？

No

Yes

改変有

改変無

Yes

No

Yes

No

No

No

Yes

著作権法では図表や文章を複製して利用する際に，「引用」と「転載」は区別されます．

以下では，「引用」と「転載」を含めて「利用」と表現しています．

【＊１】著作物であるかの判断について

・写真は，シャッターの絞りや構図などが撮影者によって異なるとされ，著作物と見なされるケースがほとんどです．なお，一部を切り取るといった行為は，改変とみなされます（同一性保持権の侵害）．

・学術において一般的と見なされる表現方法による表，X-Yグラフ，化学式，構造式，図式などは著作物と見なされません．

・写真の背景として写り込んだ著作物については，一般には著作権の侵害にはあたりません．ただし，その写真中の著作物をことさら拡大している場合は除きますし，画質が高く，拡大した場合に本来の美的要素などが認められる場合も除きます．

【＊２】著作物を許諾なく引用するためには，次の①から⑤の要件を全て満たす必要があります．：①正当な目的であること（報道，批評，研究その他の対象として用いること），②主従関係が明確であること（本文が主，引用が従で，引用部分が多すぎないこと），③明瞭に引用部分とそれ以外が区別できること，④出典を明記するなどの公正な慣行に合致すること，⑤公表された著作物であること．

【＊３】原図の明らかな誤りを修正する場合も改変と見なされ，「許諾」が必要となります．軸の修正についても，単位の換算等ではなく，一部のみを切り取る場合は改変とみなされます．

【＊４】単に縦横軸だけの図ではなく，原著者が読者の理解を深めるため何か手を加えたもの，つまり，図の中に創作性のある「イラスト」が入れられている場合や, 表でも数字・文字以外の創作性のある「イラスト」が入れられている場合には， そのイラスト及びイラストを含めた図全体が著作物となる場合があります．また，複数の図表を単に縦横に配置したのではなく，何か意図を持って配置することで, 複数の図表が全体として著作物となるような場合もあります．

【＊５】◆原著の著作権者（多くの場合は出版元）にご連絡いただき，以下をご確認ください．

1. 「転載」にあたり著作権者の「許諾」があることが必要となりますので，許諾手続きが必要な内容か，必要な場合にはその手続きについて，著作権者の指示に従って下さい．
2. 改変を行う場合，上記に加えて改変内容についてもご相談いただき，著作権者の指示に従って下さい．
3. 本会誌に掲載する際に，原著の著作権者が定める規定等に従った表記が必要となりますので，その表記方法をご確認ください．特に規定がない場合, 改変を行わない場合は［出典：文献1)］，改変を行う場合は［出典：文献1)より改変］または［出典：文献1)より一部改変］のように記載ください．

①②③が揃って初めて，図表を利用することができます．

許諾なく転載・複製・改変をすることが認められている例として，以下のような例があります．

1. 図表が著作物に当たらない  
   学術的に作成された図表には多くの場合，創作性を認められることはありません．表に数字を並べる，あるいは，縦横にプロットし線を引くという場合は，どなたが書いてもだいたい同じようなものになり，創作性は認められません．自著，他著を問わず，このような学術図表を大きく修正されて利用される場合には，本原稿のために作成したオリジナルの図表という扱いとなり，出典の記載は著作権法上は不要となります．その場合でも，学術的な裏付け等を示す意味から，出典を図のタイトルにつけてください．  
   なお，例えば表の数値をプロットし新たに図を作成した場合など，文献YYが図XXの参考文献である場合には，本文中では 「図XXYY)」，図タイトルでは「図XX ○○○の影響YY)」のように記載をお願いいたします．
2. 自著の再利用  
   著者自身の著作物を再利用する際には引用はもちろんのこと，許諾なく転載・複製・改変を可能としている学会・出版社がございます．その場合は学会・出版社の規定に従い転載下さい．特に規定がない場合は出典を［出典：文献1)］のように明記して下さい．
3. 著作権法 第十三条に記載された著作物  
   憲法その他の法令，国，地方公共団体の機関，独立行政法人，地方独立行政法人が発する告示，訓令，通達，翻訳物，編集物は，許諾なく転載が可能です．
4. CCライセンス等によりライセンス条件範囲内での利用が認められている  
   近年，ジャーナルのオープンアクセス化に伴い，CCライセンス等により許諾なく引用，転載・複製が認められている学術論文等の件数も増加してきております．このような論文等に関しては，そのライセンスで定めるところに従ってください．